

政治倫理の確立のための新潟県議会の議員の資産等の  
公開に関する条例施行規程第11条第3項及び第7項の  
規定に基づく報告書の閲覧に関する要綱

制 定 平成8年6月8日

最終改正 平成17年9月12日

( 閲覧場所 )

第1条 政治倫理の確立のための新潟県議会の議員の資産等の公開に関する  
条例施行規程(平成7年新潟県議会規程第2号。以下「規程」という。)  
第11条第3項の新潟県議会の議長が指定する場所(以下「閲覧コーナー」  
という。)は、新潟県議会庁舎1階の文書保管室内とする。

( 閲覧時間 )

第2条 閲覧時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分  
までとする。

( 閲覧業務を行わない日等 )

第3条 閲覧業務を行わない日は、新潟県の休日を定める条例(平成元年新  
潟県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日とする。

2 前項に定める日のほか、新潟県議会の議長が特に必要があると認めると  
きは、閲覧業務の全部又は一部を休止することができる。

( 閲覧手続 )

第4条 閲覧者は、住所、氏名、閲覧年月日及び時間並びに閲覧を請求する  
報告書の種類を記載した規程第11条第2項に規定する資産等報告書等の閲  
覧請求書を係員に提出しなければならない。

( 複写の禁止 )

第5条 閲覧者は、報告書を複写することができない。

( 閲覧者の遵守事項 )

第6条 閲覧者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧コーナーには、動物、カメラ、複写機器及び危険物などを持ち込  
まないこと。
- (2) 閲覧コーナーでは、音読、談話、飲食、喫煙など他の閲覧者の迷惑に  
なる行為をしないこと。
- (3) その他係員の指示に従うこと。

( 閲覧の中止又は禁止 )

第7条 新潟県議会の議長は、閲覧者が規程又はこの要綱の規定に違反する  
場合は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この要綱は、平成8年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月27日から施行する。